山口県債権管理条例

(目的)

第一条 この条例は、 の適正化を図り、 もって公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的とする。 県が有する債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、 債権管理の 層

(定義)

- 第二条 この条例において「債権」とは、金銭の給付を目的とする県の権利 第二百四十条第四項第一号及び第三号から第八号までに掲げる債権を除く。)をいう。 (地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)
- 2 滞納処分の例により処分することができるもの以外のものをいう。 この条例において「非強制徴収債権」とは、 債権のうち、地方自治法第二百三十一条の三第三項の規定により地方税

(知事等の責務)

- 第三条 知事及び公営企業管理者 (以下「知事等」という。) は、法令、 つ効率的に債権の管理を行わなければならない。 条例、 規則その他の規程の規定に基づき、 適正 カン
- のとする。 知事等は、 債権の管理に関する事務の状況を的確に把握するとともに、債権を適正に管理するための体制を整備するも

(督促)

第四条 ければならない。 知事等は、 非 強制 徴収債権に つい て、 履行期限までに履行しない 者があるときは、 期限を指定してこれを督促しな

(強制執行等)

第五条 きは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第七条の措置をとる場合又は第八条の規定により履行期限を延 長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。 知事等は、 非強制徴収債権について、前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されな

- 求すること。 の内容に従い、 担保の付されている非強制徴収債権 その担保を処分し、 若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、 (保証 人の保証がある非強制徴収債権を含む。)については、 又は保証 人に対して履行を請 当該非強制 徴収 債
- 二 債務名義のある非強制徴収債権(次号の措置により債務名義を取得したものを含む。)については、 をとること。 強制執行の 手
- を含む。)については、 前二号に該当しない非強制徴収債権 訴訟手続 (非訟事件の手続を含む。) により履行を請求すること。 (第一号に該当する非強制徴収債権で同号の措置をとってなお履行されな いも

(履行期限の繰上げ)

第六条 他特に支障があると認める場合は、この限りでない。 対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。 知事等は、非強制徴収債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、 ただし、第八条第一項各号のいずれかに該当する場合その 遅滞なく、債務者に

(徴収停止)

第七条 各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適当であると認めるときは、以後その保全及び取立 てをしないことができる。 知事等は、 非強制徴収債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、 次の

- 財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる
- きその他これに類するとき。 債務者の所在が不明であり、 かつ、差し押えることができる財産 0 価額 が 強制執行の 費用を超えないと認められると
- 二 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(履行延期の特約等)

第八条 約又は処分をすることができる。 知事等は、 非強制徴収債権について、 この場合において、 次の各号のいずれかに該当する場合においては、 当該非強制徴収債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを その履行期限を延長する特

- 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- 延長することが徴収上有利であると認められるとき。 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、 かつ、 その現に有する資産の状況により、 履 期 限
- 三債務者について災害、 であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。 盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが 木
- とが困難であり、 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る非強制徴収債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行するこ かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- 五. 当該第三者に対する貸付金に関し、第一号から第三号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情によ 困難であるとき。 貸付金に係る非強制徴収債権について、 当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが 債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、
- 2 きものとする。 においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金(以下 知事等は、 履行期限後においても、 前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合 「損害賠償金等」という。)は、徴収すべ

(免除)

- 第九条 ことができる見込みがないと認められるときは、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができ 又は処分をした日)から十年を経過した後において、なお、 徴収債権について、 知事等は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした非強 当初の履行期限 (当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約 債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、か つ、 つ、
- 2 定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この 谷における免除については、 項の規定は、 前条第一項第五号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る非強制徴収債権で、 債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。 同号に規

(放棄)

第十条 知事等は、 非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、 当該非強制徴収債権及びこ

れに係る損害賠償金等を放棄することができる。

消滅時効に係る時効期間が満了したとき(債務者が時効の援用をしない特別の理由があるときを除く。)。

二 第七条の措置をとった非強制徴収債権について、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においてなお同条

各号のいずれかに該当するとき。

いて、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるとき。強制執行の手続をとってなお完全に履行されない非強制徴収債権について、当該強制執行の手続が終了したときにお

知事等が前項の規定による放棄をしたときは、知事は、当該放棄のあった日の属する年度の翌年度において、これを県

議会に報告しなければならない。

(規則への委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、

規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。